

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）

改正案	現行
<p>(届出事項)</p> <p>第八十三条 (略)</p> <p>2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、<u>第四百四十三条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>(業務取扱時間)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金庫は、その事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第八十三条 (略)</p> <p>2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(業務取扱時間)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金庫は、その事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。</p>

<p>一・二 (略)</p> <p>三 (削る)</p> <p>4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>一 変更後の業務取扱時間</p> <p>二 前号の業務取扱時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）</p> <p>三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>（特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等）</p> <p>第四百四十三条 特定労働金庫代理業者の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定労働金庫代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。</p> <p>一 当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合</p> <p>二 当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 当該事務所が当座預金業務を行っていない場合</p> <p>4 金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>（特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等）</p> <p>第四百四十三条 特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

4| 特定労働金庫代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更

をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。

一 当該業務取扱時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定労働金庫代理業者の所属労働金庫の事務所、所在地及び電話番号その他の連絡先

5| 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の業務取扱時間については、第一項、第三項及び前項の規定は適用しない。

6| (略)

(特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第四百四十四条 (略)

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 特定労働金庫代理業者の休日に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事

(新設)

3| 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の業務取扱時間については、第一項の規定は適用しない。

4| (略)

(特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第四百四十四条 (略)

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者の休日に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部

務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)